平成２２年（フ）第３１２号
福島市本内字南中井33番地の３　大槻アパート西号
債務者　門間　細香
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１５６号
茨城県日立市多賀町５丁目６番15―203号
債務者　海老根佳美（旧姓上妻）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１７５号
茨城県高萩市大字上手綱1101番地の29
債務者　大高久美子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１８８号
茨城県高萩市大字安良川950番地の１　鈴木住宅２号
債務者　菅原真奈美（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１９０号
茨城県高萩市大字安良川951番地の１　Ｊコーポ202号
債務者　高橋　　均
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１７８号
茨城県常総市豊田2290番地１　秋田アパート１号棟
債務者　赤澤まさ子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５８号
茨城県筑西市乙204番地21
債務者　菊池　　堅
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６６号
茨城県筑西市上平塚178番地、前住所東京都江戸川区谷河内２丁目10番10号　南王自動工場206
債務者　廣瀬　雄一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３０２号
茨城県古河市釈迦3219番地　中村自動車社宅203号室、前住所茨城県坂東市辺田1143番地１　中山ハイツ203号
債務者　堀越俊一郎
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３０３号
茨城県結城市大字結城1210番地８
債務者　大島かつ枝
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３０５号
茨城県筑西市門井720番地
債務者　海老澤和子（旧姓瀬畑）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３１５号
茨城県古河市谷貝1173番地６、前住所茨城県古河市諸川1118番地７
債務者　石﨑多摩江
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３２１号
茨城県結城郡八千代町大字若1771番地５　サンコーポ102号
債務者　片岡　　広
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３２３号
茨城県常総市内守谷町きぬの里３丁目26番地17
債務者　根本　　悟
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３２７号
茨城県下妻市高道祖4394番地３　１―105、前住所茨城県下妻市袋畑478番地３
債務者　野村　昌夫
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３３４号
茨城県古河市東山田2418番地28
債務者　新谷　君代
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３５１号
茨城県常総市杉山897番地１　県営石下アパート３棟202号、居所茨城県常総市岡田496番地26
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部